

第337号
平成28年

9月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町449-2
戸塚法人会館 106号室
TEL 045(881)8558
FAX 045(861)3505
発行責任者 茂木省藏
印刷所:タクノ印刷

【戸塚税務署より】



「着任のご挨拶」

戸塚税務署長 檜山 雅裕

初秋の候、一般社団法人戸塚青色申告会の皆様方に益々御清栄のこととお慶び申し上げます。この度の人事異動により、秋田県の湯沢税務署から参りました檜山でございます。前任の關署長同様よろしくお願ひ申し上げます。

茂木会長様をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告の普及と正しい記帳に基づく適正な申告の推進を図るとともに、e-Taxの利用・普及など、様々な活動に熱心に取り組んでいただいており、大変心強く思つてゐるところでございます。

さて本年一月より、社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、公正な社会を実現することを目的として社会保障・税番号（マ

イナンバー）制度が導入されました。所得税は平成二十八年分の確定申告書から個人番号を記載していくことになります。また、併せて本人確認書類の提示又はその写しの添付が必要になります。

私どもいたしましては、この制度の円滑な運用のため準備を進めてまいるとともに、納税環境を整備し、国税庁の使命である「適正かつ公平な課税及び徴収の実現」をしつかり果たすことにより、国民の皆様方の負託に応えてまいります。

貴会の皆様方におかれましては、所存でございます。

貴会の皆様方におかれましては、引き続き税務行政のよき理解者としてより一層のお力添えを賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

職名	氏名	前 任 地
署 長	檜山 雅裕	仙台局 湯沢署 署長
副署長(法人担当)	山田 真介	鶴見署 副署長
副署長(総務担当)	田中 成一	京橋署 副署長
総務課長	齋藤 英夫	麹町署 納税者支援調整官
個人1統括官	久保 盛司	留任
個人2統括官	小杉 孝祐	厚木署 個人2統括官
個人3統括官	関矢 正輝	戸塚署 資産2統括官
個人4統括官	木元 宏昌	留任
個人指導上席	大倉 のぞみ	鎌倉署 個人1上席

※署幹部の方並びに当会に関係のある方々を中心ご紹介しています。

勇退された關署長、坂下統括官、並びに転任された小巻副署長、黒滝副署長、景山総務課長、種村統括官、森田指導上席、大変お世話になりました。



山田 副署長



田中 副署長



齋藤 総務課長



久保 個人1統括官



小杉 個人2統括官



関矢 個人3統括官



木元 個人4統括官



大倉 指導上席

今年度戸塚税務署職員紹介

(敬称略 順不同)

日帰りバス研修旅行

6月21日あいにくの小雨の降る中、戸塚青色申告会と、納税貯蓄組合連合会共催の研修旅行が実施されました。総勢46名で、一路皇居へと向かいました。バスの中では森田上席作成の税金クイズを10問行いましたが、これがまた、世界史の勉強もしていない出来ない問題で、大変勉強になりました。その後は、御馴染のご商売の宣伝も兼ねた自己紹介を行い和気藹々と楽しい雰囲気で会話が弾んで、あっという間に皇居に着きました。その後、桔梗門より皇居に入場しました。ビデオ説明後、小雨降る中、富士見櫓、蓮池豪、宮内庁廻舎、宮殿東庭（宮殿一般参賀の場所）、宮殿、二重橋、伏見櫓と案内人に説明を受けながら巡りました。雨もまた趣がありました。日頃、皇居内部に入ることはあまりないので、申し込みが、1日半で満員になりました。

その後、東京ドームホテルの京料理熊魚庵たん熊で、昼食をいただきました。「青色の旅行はお食事がおいしいので、参加する」という方もいまして、後楽園遊園地を見ながら、会席を堪能しました。

その後、6月末には埼玉県に移動してしまう東京造幣局を見学しました。写真撮影の後、貨幣の印字の仕方、各都道府県による500円が作成されていることや、勲章等、貴重な資料を拝見いたしました。とても流ちょうな説明で、時のたつも忘れました。最後に、国会議事堂は時間的に無理と言うことで、財務省の副大臣室を拝見しました。応接間も立派でしたし、また、坂井副大臣とも会見でき、年金問題等お話をさせていただきました。

アンケートも大変良かったとの結果が出ておりまして。今後も皆様のご要望に応えていきたいと思います。ご参加の皆様ありがとうございました。



厚生委員長 高橋 愛子



歯科医師部会だより

「忘れてる！」

頼んだ事やつといてくれた？

何？考えていると妻が言う「信じられない！忘れたの」私まったく覚えていません。「駅まで出るからって言ったのはあなたでしょ」だんだん朝のやり取りを思い出してくる。喧嘩になる前に謝ったが最近本当に、こんな事が多くなって来た。忘れるを検索。

覚えていた事が思い出せなくなる・記憶がなくなる・熱中しすぎて気がつかない・うっかり物などを置き忘れる、そして対象の顔かたちが記憶からなくなるなどと書かれている。

小中高の同級生との集まりがこの年になると毎年ある。互いの生存を確認するのが主な目的だが、仕事や家族の話が一段落すると当然昔話になる。昔の事を実際に細かく覚えている奴がいる。

自分に係わる事でもまったく記憶にないから思い出せない。適当に受け答えしてはいるが本当に思い出せない。古い思い出だから認知症ではないと思うが…

理事 前坂 秀行

横浜市からのお知らせ

電子申告・電子納税サービス(eLTAX)について

横浜市では、次の税目について、eLTAXを利用した電子申告・電子納税サービスを実施しております。

- 【電子申告】
・法人市民税
・事業所税
・固定資産税（償却資産）
・個人住民税（特別徴収分）
- 【電子納税】
・法人市民税
・事業所税
・個人住民税（特別徴収分）



全般に関する利用手続の詳細は … eLTAX ヘルプデスク

電

話：0570-081459（ハイシンコク） 全国一律市内通話料金
IP電話やPHSをご利用の場合：03-5500-7010 通常電話料金

ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

エルタックス 検索



ペイジー口座振替受付サービスの導入について

- 平成28年10月、ペイジー口座振替受付サービスの開始を予定しております。

◇一部の対象金融機関のキャッシュカードを使用して市税等の口座振替の申込み（※）ができます。※【印鑑不要】

◇対象種目は市税（口座振替取扱税目）等を予定しています。

詳細が決まり次第、横浜市のホームページ（よこはま市税のページ）でお知らせします。

（お問い合わせ先）横浜市財政局主税部徴収対策課 電話：045（671）2255

平成28年分 所得税の主な改正について

●減価償却制度の改正

- ・「建物附属設備」及び「構築物」の定率法の廃止

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備や構築物の償却方法は定額法に一本化されました。

- ・少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の延長

青色申告を選択している中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産について合計額300万円まで全額損金算入を認める制度の適用期限が平成30年3月31日取得分まで2年間延長されました。

●土地・住宅税制

- ・三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例

自己の有する家屋に三世代同居対応改修工事を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したときは、次のいずれかの特例を適用することができます。

【対象工事】1：キッチン 2：浴室 3：トイレ 4：玄関

【対象工事要件】①上記1から4までのいずれかを増設すること。②改修後、上記1から4までのうち、いずれか2つ以上が複数となること。③対象工事の費用が50万円超であること。

1. ローン控除の特例

三世代同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン（償還期間5年以上）の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた額を5年間の各年において所得税額から控除

	ローン残高	期間	控除率
①増改築工事全体	～1,000万円	5年	1.0%
②うち三世代同居対応改修工事	～250万円	5年	2.0%

2. 税額控除の特例

三世代同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額（限度額：25万円）を、その年分の所得税額から控除

- ・空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、その家屋（その敷地を含みます。また、その家屋に耐震性がない場合は耐震リフォームをしたものに限ります。）又は除却後の土地の譲渡（相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に限ります。）をした場合には、その家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができることとされました。

主な適用要件

- ①相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋（マンション等を除きます。）であって相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと。
- ②譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと。
- ③譲渡価額が1億円を超えないこと。

●その他

- ・セルフメディケーション税制（スイッチOTC薬購入時の医療費控除の特例）（平成29年より適用）

①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、②予防接種、③定期健康診断（事業主健診）、④健康診査、⑤がん検診のいずれかを受けている者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1.2万円を超える額を所得控除できる制度が創設されます。

※通常の医療費控除との選択適用となり、併用はできません。

（注）「スイッチOTC医薬品」とは、医療用から要指導・一般用の市販薬に転換された薬をいいます。
「OTC医薬品」とは、Over The Counterの略で、薬局のカウンターで購入することで出来る医薬品、つまり市販薬をいいます。

厚生委員会よりお願い



使用済みの切手を 集めています!!

当会では使用済み切手を収集し、全国青色申告会総連合経由で、慈善団体にお渡ししております。

集められた切手は収集家に販売され、目の不自由なお年寄りが主に暮らしている施設の建て替え資金の一部に使われます。皆様もぜひご協力ください。

注) 切手を葉書・封筒から切り取られる際は、切手周りを1センチほど残して切り抜き、事務局へお持ちいただけようお願いいたします。

人も、会社も、もっと元気に！

中 小企業 退職金 共済制度

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ
中退共 検索

(独)労働者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

事務局からの
お知らせ

9月12日(月)は研修旅行の為、事務所をお休みいたします。会員の皆様のご理解ご協力をお願いします。

* お願い *

転居や廃業された方、その他変更のある方は、事務局(TEL.045-881-8558)までご連絡をお願いいたします。税務署への届出が必要になることもありますので、ご相談下さい。

会の動き

◆ 報告(前号予定に掲載されなかった分)

7月 5日(火)	厚生委員会	(事務所)
7月19日(火)	指導委員会	(事務所)
7月25日(月)	広報委員会	(事務所)
7月27日(水)	正副会長会議	(事務所)

◆ 予定

9月11~12日	一泊研修旅行	(熱海)
9月20日(火)	正副会長会議	(事務所)
9月20日(火)	理事会	(法人会館B会議室)
9月26日(月)	広報委員会	(事務所)
10月 4日(火)	厚生委員会	(事務所)
10月中	決算準備指導会	(JA横浜支店等) (詳細は別刷りチラシ参照)

会員の皆様へ

入会勧奨月間開催のお知らせ

会では会勢拡大の為の勧奨月間を、平成28年10月17日から年末まで行います。会員の皆様のご協力をお願いします。ご紹介で、ご入会頂いた場合はお一人につき、2千円の功労金があります。(但し6か月経過後になります)

この間のご入会者の入会金2,000円は免除となります。

ぜひ皆様のご協力をよろしくお願いします。

確定申告期の予約のお知らせ

確定申告期の2月に指導日時の予約を承っております。

予約出来る方は年内に、記帳の確認をしていただき、作業が一定水準に達している方に限ります。詳細は事務局にてご案内いたします。

公示 代議員選挙のお知らせ

本年度は代議員を選出する年度にあたります。依って、次期代議員選挙を下記の要領により実施します。

定 員：70名

立候補の受付：平成28年11月16日～11月30日

投 票：平成28年12月15日～12月22日

当選者公示：平成29年1月

ご不明な点がございましたら、事務局迄ご連絡下さい。

事務局 045-881-8558

計	奥津 肇様	泉 区
	飯田 昌好様	栄 区
	森 勝次様	戸塚区
	露木善一郎様	戸塚区
	鈴木 正明様	戸塚区
	吉川 一郎様	泉 区
	星野 俊和様	戸塚区
	井須雄一郎様	栄 区
	柏野 たけ様	泉 区
	川辺 武様	戸塚区

謹んでご冥福をお祈りいたします。

※ ご不幸があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。